

環境保全型農業直接支払交付金の存続拡充を求める意見書

農業が有する多面的機能のうち自然環境の保全に資する農業生産活動を支援する「環境保全型農業直接支払交付金」は、地域の農業と環境を守るうえで大きな役割を担っている。いわゆる「環境こだわり農業」は、滋賀が発祥の地でもあり、先祖伝来の農地を守ることと琵琶湖をはじめ自然環境を保全するために先進的に取り組んできた。政府においても平成27年度からは国の法律に基づく取り組みとして広がっている。

特に、地球温暖化防止や生物多様性保全の営農活動を支援する制度として、カバークロープや堆肥の施用、有機農業が推進されている。また、化学肥料や農薬を5割以上減らしたうえで、緑肥を作付けしたり、生き物と共生するコメ作りも広がっている。こうした全国共通の取り組みとともに、地域の環境や農業の実態などを勘案したうえで都道府県が申請を行い、地域を限定して支援の対象とする地域特認の取り組みが有効な策となっている。

ところが政府においては、この環境保全型農業直接支払交付金制度のうち、地域特認を絞る方向で検討されており、これを受けて、滋賀県では麦・大豆・飼料作物などを対象外とし、さらに一部取り組みの単価を引き下げる方向で検討していると聞き及んでいる。

滋賀県全体の見直しでは、現行の事業費規模約5億2千万円のうち約9千万円が減額されるという試算も出ている。これが具体化されれば、滋賀の農業と地域の自然環境に大きな影響を及ぼすこととなる。

よって、政府においては「環境保全型農業直接支払交付金」制度を存続拡充するよう、強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月21日

滋賀県東近江市議会議長 大橋保治

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 　　あて

財務大臣

農林水産大臣